第四条の十一第五項の表第百五十五条の三十六第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法（租税特別措置法施行令）	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
第四条の十一第五項の表第百五十五条の四十五第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の十一第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の十一第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
第四条の十一第五項の表第百五十五条の四十五条の二第一項及び第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法（租税特別措置法施行令）	特別措置法第二十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
第四条の十一第五項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
第四条の十一第五項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の十一第五項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法（租税特別措置	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	

第四条の十一第六項			あるのは、「関
第四条の十一第十項及び第五条第一項	所得税の額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第五条第四項	受けた租税特別措置法	「租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
			所得税の額
第五条第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	租税特別措置法		特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百四十八条第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	租税特別措置法第九条の六の四第四項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百四十八条第三項の項	租税特別措置法施行令		復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
	租税特別措置法（租税特別措置		（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の二十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法		特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令		復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令